

附属書九（第八章関係） 第九十条2に規定する措置に関する留保

（第一編 インドの表は省略）

第二編 日本国の表

1 日本国の表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第九十条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第八十五条

(b) 第八十六条

(c) 第八十九条

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

| | | |
|---|-----|-------|
| 一 | 分野 | 全ての分野 |
| | 小分野 | |

- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の目的のためにのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、その他の全ての事項に優先する。
- 4 この編の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

| | | |
|---|----------------------------------|--|
| 二 | 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 | 全ての分野 内国民待遇（第八十五条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定さ |
| | 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置 | 内国民待遇（第八十五条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) インドの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) インドの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 |

| | | |
|---|--|---|
| 四 | 三 | |
| 概要 留保の種類 産業分類 小分野 分野 | 現行の措置 概要 留保の種類 産業分類 小分野 | 現行の措置 |
| 航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第八十五条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留 | 全ての分野 内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条） 補助金については、インドの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。 | れた企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。 |

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| 六 | 五 | |
| 産業分類 分野 小分野 | 現行の措置 概要 留保の種類 産業分類 | 現行の措置 |
| エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 | 現行の措置 概要 留保の種類 産業分類 内国民待遇（第八十五条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 | 保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 |

| | |
|--|---|
| 七 | |
| <p>概要</p> <p>留保の種類</p> | <p>留保の種類</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p> |
| <p>産業分類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p> <p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C 〇三一 海面漁業</p> <p>J S I C 〇三二 内水面漁業</p> <p>J S I C 〇四一 海面養殖業</p> <p>J S I C 〇四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第八十五条）</p> <p>最恵国待遇（第八十六条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第八十九条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の</p> | <p>内国民待遇（第八十五条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第八十九条）</p> <p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p> |

| | |
|--|---|
| 八 | |
| 分野 小分野 産業分類 留保の種類 | 現行の措置 |
| 情報通信業 放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇（第八十五条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） | 活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 集魚 (b) 漁獲物の保蔵及び加工 (c) 漁獲物及びその製品の輸送 (d) 漁業に使用される他の船舶への補給 (e) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 十 | 九 | |
| 分野 小分野 | 概要 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置 | 概要 現行の措置 |
| 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス | 土地取引に関する事項 内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条） 日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内における外国人又は外国法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条 | 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十二及び第五十二条の三十二 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>産業分類 留保の種類</p> |
| <p>概要</p> | <p>内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> |
| <p>現行の措置</p> | |